

当会社の職員がパワー・ハラスメントを受けたとして、さいたま地方裁判所川越支部に提訴したとの報道がございました。県民の皆様をはじめ、当会社に関するステークホルダーの皆様には、多大なご心配をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

当会社といたしましては、令和4年度に職員からの通報を受け、その主張の一つ一つに関して調査を行い、弁護士や社会保険労務士など専門家のご意見も伺いながら、一定の結論を出してまいりました。

こうした会社の対応に納得をいただけなかったことは残念でございますが、訴状を確認の上、引き続き、真摯に対応してまいります。

令和5年12月22日

埼玉県住宅供給公社  
理事長 庄司 健吾